「精華町消防本部新庁舎電話交換設備構築業務仕様書」

第一章　一般事項

本仕様書は、精華町消防本部新庁舎において構内電話交換設備（以下「交換設備」という。）について定めたものである。

１　調達場所

精華町消防本部新庁舎内

２　業務期間

契約締結日の翌日～平成２７年７月１５日

３　業務内容

本業務は、精華町消防本部新庁舎へ電話交換機・周辺機器・電話機等を設置し、各フロアにおいて多機能電話機、一般電話機及びＰＨＳ基地局等の接続を行うものである。

また、既設の高山ダム放流連絡ＦＡＸ、聴覚言語障害者用ＦＡＸ、緊急通報装置回線の移設も合わせて行うものである。

４　設置条件

電話回線としては、「ひかり電話」と一括転送用「アナログ回線」を導入するものとする。

また、今後は本町の他の施設等とひかり回線サービスを利用して庁舎間のＩＰ通話を行うことを想定し対応できるものとする。

５　調達の対象条件

本仕様に掲げる物品の調達一式と物品の搬入、据付、データ設定、調整、回線接続試験、配線工事、既設物品撤去等の作業全般をする。また、調達物品の設置に伴い必要となる物品等及び電話回線接続に必要となる付属品等については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供するものとする。

調達にかかる費用の積算の条件

次の各経費の合計を積算すること。

（１）本仕様に掲げる物品一式の物品費

（２）本仕様に掲げる一式の工事費

（３）既設交換設備の撤去費も含むこととし、撤去機器の処分については、受注業者の責任において、適切に処理すること。

６　設置場所

（１）電話交換機本体　精華町消防本部新庁舎２階　通信機械室内

（２）交換機収容端末　別添の図面による

上記、（１）、（２）以外に必要な配線・設備等の工事がある場合には、発注者と協議の上、実施すること。

7　瑕疵担保期間等

納入設備について、納入日の１年以内に生じた設計、制作上の理由による故障については、受注者が無償にて速やかに修理、取り替えを行うものとする。

また、納入日から１年を超えた場合でも明らかに設計や制作施工上の瑕疵に基づく故障が発生した場合も同様とする。

8　申請手続き

本交換設備の施工並びに完成に必要な電気通信事業者、諸官庁への申請手続きはすべて受注者が代行すること。

9　提出書類

原則として、契約書約款に記載されている書類を提出する。ただし、記載がない場合については、発注者側との協議の上、以下の書類を提出する。

（１）契約後提出を要する書類等

ア　契約書

イ　その他、発注者側が必要とする資料

（２）作業完了後に提出する資料

ア　完成図書（交換設備完成資料・内線電話機配置図等資料）

イ　導入機器写真・工事写真等

ウ　精華町消防庁舎内線電話に適した簡易取扱説明書（交換設備切り替え前に提出を求める場合あり）及び操作マニュアル等一式

10　その他

（１）各業務の工程管理については、担当職員の承認を得た工程表に基づき実施し、進捗状況を適宜発注者側に報告すること。

（２）本仕様書に明記されていない細部の事項については、電気通信事業法に定める技術基準、各関連法規に記載されている規格等を適用するものとする。

（３）設置場所への機器等の搬入・据付・調整等の作業は、発注者側との協議の上実施すること。また、施工後は作業場所の清掃を行い、塵・ゴミ等を撤去すること。

（４）本調達の実施にあたっては、新庁舎並びに隣接する既存設備等に損傷を与えないように養生施す等十分な措置を講じること。

（５）本調達において実施上の疑義が発生した場合は、担当職員と協議の上、実施すること。

（６）構築作業に従事する者は、作業方法・作業手順等を十分に指示し必要な安全対策を施し、労働災害等の発生の未然防止に努めること。また、資材運搬等の車両運行に際しては、事故防止のため交通安全管理に努めること。

（７）本調達に関して発注者側から提供した資料及び情報、口頭により開示された情報等を一般の公知となるまでの間、第三者に一切開示、漏洩又は提供しないこと。

第二章 機器概要と性能、機能の要件

１　交換設備の概要

（１）本設備は、業務を円滑に運営するために設置する電話交換設備であり、内線端末に多機能電話機、ディジタルコードレス電話機、一般アナログ電話機などの各種端末、外線にアナログ回線、ＩＳＤＮ回線、ＩＰ回線（050ＩＰ電話)、ひかり電話回線などを収容できる通信システムであること。

（２）電話交換機はシステム規模（回線数・内線数等）により柔軟に対応ができるものであること。

２　電話交換機

（１）交換方式はディジタル電子交換方式とする。

（２）収容内線は、スター配線、ＬＡＮ配線、その他（独自方式）の配線に対応できること。

（３）電話交換機本体の基本仕様は、以下のとおり。

使用電源	ＡＣ100Ｖ±10Ｖ、50Ｈｚ／60Ｈｚ
環境条件	周囲温度：5～35℃　　湿度：45～80%ＲＨ
電磁波妨害	ＶＣＣＩ基準クラスＡに適合
設置方式	据置き型

収容回線数は以下のとおりとする

種　別		実　装	容　量	備　考
外線	アナログ回線	１	３	災害優先電話対応
	ひかり回線	６	８	６ｃｈ８番号
内線	一般電話機	５	７	留守番電話、ＦＡＸ含む
	多機能電話機	３０	４０	カールコードレス（５台）含む
	ＰＨＳ	７	１０	
	ＰＨＳ用アンテナ	４	８	

３　多機能電話機

（１）多機能電話機ごとに外線からの着信に対して、着信表示（可視、可聴）し、応答・保留転送ができること。

（２）発信番号・発呼者番号・時刻等が表示でき、外線からの着信時には相手番号を表示できること（ナンバーディスプレイ機能対応)。

（３）オンフック発信、スピーカ受話による通話ができること。

（４）呼出音量調整・スピーカ受話音量調整ができること。

（５）プッシュボタン方式で、切り替え操作により、プッシュ信号またはダイヤルパルス信号の送出ができること。

（６）回線キー・ワンタッチキーの割り当てなどに柔軟に対応でき、様々な機能が使えるサービスキーに対応できる機能を有すること。

（７）ディスプレイは、操作する人が見やすいポジションに電話機の角度を調整できるチル

トアップ機能を有すること。
（8）付属品等により、設置場所によっては、壁掛用電話機として使用できること。
4　一般電話機
（1）プッシュ信号またはダイヤル信号の切り替えができること
（2）ランプ表示により電話着を確認できること。
（3）付属品等により、壁掛用電話機として使用できること。
5　コードレス電話機
（1）多機能電話機に準ずる機能を有すること。
（2）新庁舎内で安定した通話を確保できること。
6　その他の機器
（1）無停電電源装置
ＯＮＵ、ひかり電話用機器及び電話交換機用の電源装置とし、概ね3時間以上の電源供給を可能とすること。
（2）すべての多機能に録音機能を有すること。

第三章　工事関係
1　工事区分
（1）電話交換機設置工事
（2）構内ケーブル敷設工事並びに端子盤取付工事
（3）回線及び内線端末配線工事
（4）内線端末取付工事
（5）旧設備撤去工事
（6）ひかり電話回線開通工事
2　新庁舎交換機への回線切り替え工事
既存交換設備からの切り替え工事にあたって、精華町消防本部の指示に基づき、業務に支障をきたさないように留意すること。また、切り替え工事に伴う通信停止時間については、予め精華町消防本部と協議すること。既存交換設備から新庁舎交換設備への切り替えは、発注側の業務に極力支障が出ないように配慮し計画的に行うこと。
3　総合試験
（1）外線の発信・着信、内線の発信・着信及び通話の保留・転送など各種のサービス機能試験を実施すること。
（2）音声については、内線端末間並びに各種端末の外線通話における音声試験を実施すること。
4　運用監視
回線の切り替え後、1週間は運用監視を行うこと。